

●香川県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年1月28日から同年2月18日まで一般の縦覧に供する。

平成23年1月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市木太町字川西1905番3地先 から 高松市木太町字洲端2169番1地先 まで	前	20.0~62.0	1,002	平成15年香川県告示第 536号で変更した区域 の一部及び平成19年香 川県告示第366号で変 更した区域の区域変更 並びに供用開始
	後	27.2~62.0	1,002	

- 4 供用開始の期日 平成23年2月2日